

(介護予防)短期入所療養介護利用料金表

(1) 基本サービス費(1日あたり)

基本サービス単位数×地域単価(10.54円)+滞在費で計算した額です。(吹田市は4級地(10.54円))

<多床室>【在宅強化型】

(単位:円)

保険区分	介護区分	基本サービス費			滞在費	合計		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
介護保険	要介護1	922	1,845	2,767	520	1,442	2,365	3,287
	要介護2	1,002	2,005	3,007	520	1,522	2,525	3,527
	要介護3	1,069	2,138	3,206	520	1,589	2,658	3,726
	要介護4	1,129	2,258	3,387	520	1,649	2,778	3,907
	要介護5	1,190	2,380	3,570	520	1,710	2,900	4,090
介護予防	要支援1	694	1,387	2,081	520	1,214	1,907	2,601
	要支援2	861	1,722	2,583	520	1,381	2,242	3,103

<従来型個室>【在宅強化型】

(単位:円)

保険区分	介護区分	基本サービス費			滞在費	合計		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
介護保険	要介護1	837	1,674	2,511	1,640	2,477	3,314	4,151
	要介護2	914	1,828	2,741	1,640	2,554	3,468	4,381
	要介護3	980	1,960	2,941	1,640	2,620	3,600	4,581
	要介護4	1,041	2,083	3,124	1,640	2,681	3,723	4,764
	要介護5	1,100	2,201	3,301	1,640	2,740	3,841	4,941
介護予防	要支援1	652	1,305	1,957	1,640	2,292	2,945	3,597
	要支援2	803	1,606	2,409	1,640	2,443	3,246	4,049

※日数計算や端数処理により1円単位の違いが生じる場合があります。

(2) 加算サービス費

◎の加算は全ての入所者が対象です。その他の加算については対象者のみ費用が発生します。

(単位:円)

加算項目	サービス内容	1割	2割	3割
◎ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	施設の取り組みとして、リハビリ、生活リハビリを実施して、積極的に在宅支援を行っている場合	48	97	145
◎ 夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員数(介護士、看護師)が算定条件を満たしている場合	25	51	76
個別リハビリテーション実施加算	多職種が共同した計画に基づき個別のリハビリテーションを実施した場合	253	506	759
認知症ケア加算	認知症の利用者にケアを実施した場合	80	160	240
認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅での生活が困難になった認知症利用者の緊急受入を行った場合(7日間限度)	211	422	632
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に行うこととなっていない緊急の受け入れを行った場合(7日限度、やむを得ない場合14日限度)	95	190	285
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者を受入れ、利用者ごとに担当者を定めた場合	126	253	379
重度療養管理加算	要介護度4・5で計画的な医学的管理を継続し、かつ療養上必要な処理を行った場合	126	253	379
送迎加算	送迎を行う場合(片道につき)	194	388	582
総合医学管理加算	治療管理を目的に計画にない利用を行った場合(7日限度)	290	580	870
療養食加算	療養食を提供した場合(1日3回を限度)	8	17	25
緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり救命救急医療を提供した場合(月3日限度)	546	1092	1638
◎ サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護従事者のうち介護福祉士が80%以上、10年以上勤務の介護福祉士35%以上配置	23	46	70
◎ 介護職員処遇改善加算	1月につき所定単位数×39/1000			
◎ 介護職員等特定処遇改善加算	1月につき所定単位数×21/1000			
◎ 令和3年9月30日までの上乗せ加算	1月につき所定単位数×1/1000 (新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価)			

※ 端数処理の関係で1円単位の違いが生じる場合があります。

※1は1回あたりの額

基本料金は全ての入所者が対象となります。加算料金及びその他の料金は対象者のみです。

## ア 基本料金

(単位:円)

項目		費用	項目	日額
食費	朝食	340	日用品費	150
	昼食	690	教養娯楽費	100
	夕食	550		

※食事の中止連絡は朝食:前日の17時、昼食・夕食:当日の10時までにお願ひします

※日用品費は、ハンドソープ・シャンプー・リンス・ボディシャンプー・ペーパータオル・トイレットペーパー・おしぼり等

※教養娯楽費は、行事・クラブの(製作)材料費

## イ 加算料金(利用された方のみ)

(単位:円)

項目		日額
特別療養室 (税込)	個室	2,200
	二人部屋	1,650

## ウ その他(必要とした場合のみ)

(単位:円)

項目	費用単位	費用額(税込)
理容代	カット・ブロー	1回 1,650
	シャンプー	1回 500
	顔そり	1回 500
	パーマのみ	1回 4,290
	ヘアカラーのみ	1回 4,290
	パーマ・カット・シャンプー・ブロー	1回 5,500
洗濯代	1kg.以上	1回 300
	1kg.未満	1回 100
電気製品使用料	1点につき(持ち込み2点まで)	1日 55
フラワーアレンジメント	材料費	1回 1,000
喫茶代	コーヒーor紅茶とお菓子	1セット 200
文書料①	入所証明書・領収証明書等	1通 1,100
文書料②	健康診断書・情報提供書等	1通 3,300
文書料③	死亡診断書・生命保険診断書等	1通 5,500

事業所は、「その他の費用(実費負担)」に定める利用料について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する場合があります。

## ＜市町村民税世帯非課税の利用者負担限度額(日額)＞

負担段階	食費	個室	多床室
第1段階	300	490	0
第2段階	390	490	370
第3段階	650	1,310	370